

令和元年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第1回）

日時：令和元年11月29日（金）15：00～17：00

場所：関東学院大学関内メディアセンターM803 講義室

次第

- 1 こども青少年局長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 子どもの貧困対策に関する計画の推進について
- 4 平成30年度の振り返りについて
- 5 令和元年度の重点取組の進捗状況について
- 6 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の策定について
- 7 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に係る実態把握のための調査概要について
- 8 横浜総合高校「ようこそカフェ」への支援施策について

【配布資料】

- 資料1-1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料1-2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進について
- 資料4 平成30年度の振り返り
- 資料5 令和元年度の重点取組の進捗状況
- 資料6 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の策定について
- 資料7 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に係る実態把握のための調査概要について
- 資料8 横浜総合高校「ようこそカフェ」への支援施策について

資料1-1

令和元年度 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表
2	オキノ マサミ 沖 野 真 砂 美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
3	タナベ ユウコ 田 邊 裕 子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい代表 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木センター長)
5	ヒグチ マミ 樋 口 真 実	(公益財団法人)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜北 管理情報課長
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 理事
7	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教 授
8	ワタナベ カツミ 渡 辺 克 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長

【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	セト ショウコ 瀬 戸 晶 子	中区こども家庭支援課長
2	キタウチ チカ佳 北 内 千 佳	横浜市左近山保育園 園長
3	イワイ ガズヨシ 岩 井 一 芳	西区生活支援課長
4	カワジリ モトハル 川 尻 基 晴	こども青少年局 西部児童相談所長
5	オグラ カツヒコ彦 小 倉 克 彦	中沢小学校 校長

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿(R1)

資料 1 - 2

	所 属 ・ 補 職	氏 名
局長	こども青少年局長	齋 藤 聖
部長	こども青少年局副局長(総務部長)	出 口 洋 一
	こども青少年局青少年部長	宮 谷 敦 子
課長	こども青少年局企画調整課長	谷 口 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	金 子 利 恵
	こども青少年局青少年相談センター所長	高 田 裕 子
	こども青少年局放課後児童育成課長	松 原 実 千 代
	こども青少年局こども家庭課長	武 居 秀 顕
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	安 藤 敦 久
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	こども青少年局障害児福祉保健課長	内 田 太 郎
	こども青少年局子育て支援課長	田 口 香 苗
	こども青少年局保育・教育運営課長	小 田 繁 治
	こども青少年局保育・教育人材課長	甘 粕 亜 矢
	政策局政策課担当課長	佐 藤 潤
	健康福祉局企画課長	平 木 浩 司
	健康福祉局生活支援課長	鈴 木 茂 久
	健康福祉局福祉保健課長	大 濱 宏 之
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	石 田 恵 実 子
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	勝 俣 好 生
	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	石 田 登
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	田 邊 保
	健康福祉局企画課企画係長	石 井 正 則
	健康福祉局福祉保健課担当係長	飯 野 正 夫
	健康福祉局生活支援課自立支援担当係長	吉 澤 利 昭
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	伊 藤 恵 美

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議（分科会を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の推進について

1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画

(1) 計画策定の目的

横浜の将来を担う子どもの成長を守り、貧困の連鎖を防ぐことを目的として、実効性の高い施策の展開と支援が確実に届く仕組みづくりを進めるための「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を平成28年3月に策定しました。

(2) 計画の対象

ア 年齢層

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの子ども・若者とその家庭

イ 状況等

(ア) 現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭

(イ) 保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭など

(3) 対象期間

5か年（平成28年度～32年度）

(4) 計画の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として据えるとともに、5つの施策の柱に沿って取組を進めます。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の体系 () は主な取組例

子どもの貧困対策の基盤 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

(乳幼児期の教育・保育の保障と学齢期の全ての子どもに対する教育の充実)

5つの施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る (学校と区役所等の連携 等)

施策2 子どもの育ち・成長を守る (ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援 等)

施策3 貧困の連鎖を断つ (将来の自立のための高校進学に向けた学習支援 等)

施策4 困難を抱える若者の力を育む (困難を抱える若者の自立に向けた環境整備 等)

施策5 生活基盤を整える (生活保護などの生活基盤を支える現金給付 等)

2 令和元年度の計画の推進体制

(1) 庁内連絡会

ア 推進体制（課長級、令和元年11月～令和2年3月：令和元年度は2回開催予定）

子どもの貧困対策は、教育、福祉、子育て支援などの分野をまたぐ総合的な取組が必要です。昨年度に引き続き、関係区局による庁内連絡会を設置し、情報の共有と連携強化を図り、関係区局が一体となって計画を推進します。

○構成

こども青少年局	企画調整課、こども家庭課、障害児福祉保健課、青少年育成課、青少年相談センター、放課後児童育成課、子育て支援課、保育・教育運営課、保育・教育人材課、中央児童相談所
教育委員会事務局	教育政策推進課、学校支援・地域連携課、指導企画課、人権教育・児童生徒課、高校教育課、学校教育事務所
健康福祉局	企画課、生活支援課、福祉保健課
政策局	政策課
区役所	こども家庭支援課（こども家庭支援課長、学校連携・こども担当課長）、生活支援課、福祉保健課

※検討テーマにより参加局・課の拡大等についても調整します。

イ 開催時期及び主な意見交換テーマ

子どもの貧困対策計画推進会議や予算編成などのタイミングに合わせて開催します。

回数	時期	主な意見交換テーマ
第1回	11月	令和元年度重点取組の進捗状況、平成30年度の振り返り、次期計画の策定について 等
第2回	2年3月	令和元年度重点取組の進捗状況、令和2年度予算案、次期計画の策定について 等

(2) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）

ア 目的

- ①計画の進捗状況の報告（毎年度）
- ②計画推進にあたっての意見聴取
- ③子どもの貧困対策の取組に関する意見交換 等

イ メンバー構成

学識経験者、子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者の方、学校関係者、行政職員（令和元年度 13人）

ウ 開催スケジュールと主な内容

回数	時期	主な意見交換テーマ
第1回	11月	次期計画の策定や子どもの貧困に関する国の動向等について意見交換
第2回	2年3月	次期計画の策定に係る実態把握調査や令和2年度予算案等について意見交換

令和元年度 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	ア オ ト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表
2	オ キ ノ マ サ ミ 沖 野 真 砂 美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
3	タ ナ ベ ユ ウ コ 田 邊 裕 子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ハ マ ダ シズ エ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい理事長 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木センター長)
5	ヒ グ チ マ ミ 樋 口 真 実	(公益財団法人)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜北 管理事業課長
6	マ ツ ハ シ ヒ デ ユ キ 松 橋 秀 之	特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユ ザ ワ ナ オ ミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教 授
8	ワ タ ナ ベ カ ツ ミ 渡 辺 克 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長

【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	セ ト ショウコ 瀬 戸 晶 子	中区こども家庭支援課長
2	キ タ ウ チ チ カ 北 内 千 佳	横浜市左近山保育園園長
3	イ ワ イ カズ ヨシ 岩 井 一 芳	西区生活支援課長
4	カ ワ ジ リ モ ト ハル 川 尻 基 晴	こども青少年局西部児童相談所長
5	オ グ ラ カ ツ ヒコ 小 倉 克 彦	中沢小学校校長

【参考】横浜市の子どもの貧困対策に関する主な取組

28年3月に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（28～32年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

- 乳幼児期の教育・保育の保障
- 私立幼稚園就園奨励補助
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続
- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】
- 子どもの社会的スキルの向上【教育】
- 自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】

子どもの貧困対策の基盤

- 地域と連携した放課後の学習支援【教育】
(放課後学び場事業 18校増、累計76校)
- 発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】
- 登校支援の取組【教育】
- 就学援助等対象者へのハマ弁の提供【教育】
- 貧困問題の学校における理解促進【教育】

施策1 気づく・つなぐ・見守る

施策の5つの柱

1 母子保健施策・地域子育て支援施策

- 妊娠期から子育て期にわたる相談支援
(母子保健コーディネーターの配置モデル3区増(9区))
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

2 学校と区役所等の連携

- 区役所の学齢期対応の窓口の一本化
- スクールソーシャルワーカーの体制拡充、カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】
- 高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】

3 総合的な児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待防止啓発地域連携事業
- 児童相談所等の相談・支援体制の充実
- 保育所等での見守り強化

4 生活困窮者への自立支援

- 区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】
- 地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】

5 子どもを支える地域の取組の支援

- 「子ども食堂」等の創設・継続支援
(地域における子どもの居場所づくり推進事業)

6 地域の子育て支援事業者への啓発

- 地域の子育て支援事業者等に向けたセミナーの実施

7 困難を抱える若者の相談の機会の充実

- 区役所におけるひきこもり等の専門相談
(地域ユースプラザ事業)
- ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施

施策2 子どもの育ち・成長を守る

1 子どもの育ち・成長の保障

- 乳幼児期の教育・保育の保障(再)
- 私立幼稚園就園奨励補助(再)
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続(再)
- 学齢期以降の子どもの居場所

2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

- ひとり親家庭児童の生活・学習支援(モデル事業2か所)
- 寄り添い型生活支援事業(2か所増(14か所))
- 日常生活支援事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ひとり親家庭等医療費助成
- 就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】

施策3 貧困の連鎖を断つ

1 学習支援

- 寄り添い型学習支援事業【健福】
(受入拡充105人増(1,055人)、高校中退防止の強化)
- ひとり親家庭児童の生活・学習支援(再)

2 進学支援・就学継続支援

- 被保護者自立支援プログラム(教育支援専門員)【健福】
- 高校奨学費【教育】

施策4 困難を抱える若者の力を育む

1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

- 青少年相談センターにおける相談・支援事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- よこはま型若者自立塾における支援

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

- 施設等退所後児童アフターケア事業
(居場所の運営等、アウトリーチ型相談支援の実施)

施策5 生活基盤を整える

1 生活基盤を支える現金給付

- 生活保護【健福】○児童扶養手当
- 臨時・特別給付金

2 保護者の就労促進

- 被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】
- 母子・父子家庭自立支援給付金事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター

- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再)

- 高等職業訓練促進資金貸付事業

3 子育て世帯への経済的支援等

- 児童手当
- 小児医療費助成【健福】
- 新たな住宅セーフティネット事業【建築】

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」平成30年度の振り返り（案）

1 計画の進ちょく状況把握のための目標値に関する振り返り

対象	目標	計画策定時	29年度実績	30年度実績	目標値 (令和2年度)	これまでの取組	今後の取組・方向性
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26年度)	95.5%	96.2%	95.7% (※1)以上	「妊娠の届出」をした妊婦に対しては、看護職が面接を実施し、妊娠に伴う心身の変化や出産前後の支援の有無等を伺うとともに、母子健康手帳や子育てガイドブックをお渡しして、妊婦健診等の受診勧奨や、子育て支援に関する情報をお伝えしました。また、29年度からは、母子保健コーディネーターを3区にモデル配置し、妊娠から産後4か月までの切れ目のない支援を行いました。	子育て世代包括支援センター本格実施を進め、妊娠期からの相談体制を強化することで「妊娠届出者に対する面接」と、その後の継続的な支援を充実させていきます。
未就学期	保育所等待機児童数	8人 (27年4月)	63人 (30年4月)	46人 (31年4月)	0人 (※1)	増加する保育ニーズに対応するため、既存施設を最大限活用するとともに、保育所の整備や新たに幼稚園における2歳児の受入れを推進するモデル事業を実施すること等により、受入枠を2,818人分拡大しました。また、経験年数7年以上の全ての保育士等の処遇改善に向けた本市独自助成の実施や、保育士宿舍借上げ支援事業の拡充等により、保育士確保の取組を強化しました。保育所等利用申請者数が過去最大の69,708人となる中、31年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は46人となりました。	待機児童解消に向け、幼稚園における2歳児の受入れ実施園の拡大や、保育所における定員構成の見直しなどの既存資源の活用を図るとともに、保育ニーズが高いエリアを重点的に保育所等の整備を進め、受入枠を確保します。また、厳しさを増している保育士等の確保に向け、採用・定着に係る取組の継続、充実を図ります。さらに、保育・教育コンサルジュガー一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組めます。
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	53.4% (26年度)	66.8%	66.6%	78.6% (※1)以上	幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続を図るカリキュラムのベースとなる「横浜版接続期カリキュラム」を平成29年度に改訂し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校などに配付しました。	幼保小連携推進地区事業や区教育交流事業を充実させると共に、令和元年度新規事業である「接続期カリキュラム研究推進地区」での研究を進め、地域の園と学校で接続期カリキュラムを協働で作成し、実施できるようにします。
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合（26年度）	小:74.2%	小:76.6%	小:82.0%	小:75.0% (※2)以上	人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用ができるよう、校内研修の推進に力を入れました。	これまでの取組同様、人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を各区人権教育推進協議会、人権啓発研修Ⅱ、人権教育だより等で区、市に広く発信していきます。仲間との良好な関係、集団への積極的な関わりを自ら育む資質・能力を身に付けることができる「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用していきます。また、効果的な活用ができるよう、校内研修や研修指導者の養成に力を入れていきます。
		中:64.2%	中:67.1%	中:75.9%	中:65.0% (※2)以上		
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26年度)	68.2%	70.0%	75.0% (※2)以上	はまっ子未来カンパニープロジェクト（文部科学省委託事業）等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等との連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参画の意識を育み、その取組の成果を学習発表会やパンフレットの作成・配付により、全市立学校に発信しました。	自分づくり教育実践事例集やはまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会・パンフレットの配付等により、全市立学校へ情報を発信し、より多くの学校に参加を呼び掛けていきます。
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	488人 (26年度)	810人	950人	1,200人	中学生の受け入れ人数の拡大のため、各区の実情に応じて受け入れ枠の拡大を進めました。また、平成29年度からは高校中退防止の事業も新たに開始しました。	こども青少年局、教育委員会事務局とも連携を図りながら、各区の実情、生徒や世帯の状況を踏まえながら区と協力し、受け入れ枠の拡大を進めます。
高校生	市立高等学校における就学継続率(※3)	93.1% (26年度)	92.2%	92.7%	95.0%以上	平成27年度にすべての市立高等学校にスクールカウンセラーを配置しました。また、定時制高校である横浜総合高校には相談ニーズの増に合わせ、29年度から配置人数を増やしました。	引き続き、生徒の相談にきめ細かく対応できるような体制を維持していきます。
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(※4)	97.9% (26年度)	98.2%	98.2%	99.0%以上	すべての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。	引き続き、生徒の進路決定を支援できるような施策を推進していきます。
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082人 (26年度)	1,166人	1,038人	1,500人 (※1)以上	若者自立支援機関等における若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組めました。平成30年度より、地域の方がひきこもり等の若者の理解を深めることや、支援を必要としているにもかかわらず、支援につながらない若者を支援につなげることを目的に、新たに全区で「ひきこもり等の若者支援セミナー相談会」を実施しました。また、困難を抱える若者について、広報よこはま等への記事の掲載や、講演会を実施するなど、事業周知を行いました。	引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた段階的支援を行います。支援を必要としながら支援につながらない若者つなぐために、引き続き、広報に積極的に取り組むとともに、セミナーや相談会など、より身近な地域に出向いた取組支援を充実させます。
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303人 (26年度)	1,493人 (26年度～4か年累計) 29年度:471人	1,953人 (26年度～5か年累計) 30年度:460人	1,900人 (※1)以上 (26年度～7か年累計)	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就労支援員による一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援の実施のほか、区においても必要に応じて相談やサポートを実施しました。	今後も、ひとり親家庭の個々の状況に合わせた能力開発や就労支援など、伴走型の自立支援を推進していきます。

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値（平成31年度）

※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値（平成30年度）

※3 就学継続率は卒業生数を入学者数で割った値

※4 進路決定率は進路決定者数を卒業生数で割った値

2 施策の柱ごとの振り返り

【子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進 ～子どもの貧困対策の基盤～】

一人ひとりの発達に応じた未就学期からの育ちの積み重ねを大切に、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障する教育・保育を提供することで、子どもの育ちや学びを支える基盤となる自己有用感や自己肯定感を育みます。

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○乳幼児期の教育・保育の保障、私立幼稚園就園奨励補助(多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減)	令和元年10月より開始となった幼児教育・保育の無償化により、0歳児から2歳児の市民税非課税世帯及び3歳児から5歳児(幼稚園、認定こども園は満3歳から)の保育所等利用料が0円となりました。なお、無償化の制度開始に伴い令和元年9月分をもって私立幼稚園就園奨励補助が廃止となりました。	引き続きわかりやすい利用者負担額の周知を行っていきます。
○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続	保育所保育指針や幼稚園教育要領、小学校学習指導要領等の改訂(定)を受け、平成29年度に「横浜市版接続期カリキュラム」を改訂し、幼保小連携の取組の一層の充実を図りました。子ども同士の交流や職員連携が進んだ一方で、地域の園と学校が協働して接続期カリキュラムを作成するには至っていません。	推進地区事業や区教育交流事業を充実させると共に、令和元年度新規事業である「接続期カリキュラム研究推進地区事業」での研究を進め、地域の園と学校で顔の見える関係をつくり、協働して接続期カリキュラムを作成し、実施できるようにします。
○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】	各学校において、「横浜市学力・学習状況調査」の結果を基にした分析チャートを活用し、「学力向上アクションプラン」に基づいた授業改善を進めるとともに、習熟度別指導や個別の学習支援を行いました。	「横浜市子ども学力向上プログラム」を改訂し、各学校がより「個」に応じた学習を推進できるような「学力向上アクションプラン」の作成を支援し、今後も学力層を意識した学習支援を組織的に継続していきます。
○子どもの社会的スキルの向上【教育】	つらい思いをしている子どもが援助希求できるスキルを獲得し、人とつながることは安心することだと気付くことができるプログラムとして「SOSサインの出し方教育プログラム」(横浜プログラム四訂版)を作成し、発出しました。また、指導者養成研修を開催し、校内や区で研修を実施できる人材養成を推進しました。全市立学校における活用を広めていくことが急務と捉えているため、管理職の理解と協力を得て、学校全体で組織的な取組を推進できるようにしていくことが課題となっています。	実践推進校を募集し、学校単位での活用を推進していきます。また、学校全体の取組を推進していくことで、教育課程に位置づけた取組実践に結び付けていきます。
○食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒等へのハマ弁を活用した支援【教育】	食育実践推進校に指定した市立学校において、食育のモデル的取組を実践し、成果を食育推進研修会等で発信しました。また、平成29年1月から「ハマ弁による昼食支援」を実施し、生活環境により昼食の用意が困難な生徒への支援として無償でハマ弁を提供しています。	食育実践推進校については、引き続き小・中・高等学校20校を指定するとともに、栄養教諭・学校栄養職員の配置がない学校においても食育が推進されるように、食育推進研修会において、実践例を提示しながら市立学校に発信していきます。また、「ハマ弁による昼食支援」については、引き続き、学校・保護者に制度を周知するとともに、区役所の福祉関係部署と連携して必要とする生徒に支援が行き届くよう取り組みを進めていきます。
○地域と連携した放課後の学習支援(放課後学び場事業)【教育】	平成28年度より、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生を対象とした学習支援を開始しました。また、令和元年度から小学生を対象とした学習支援も開始しました。	今後も各学校へ周知し、実施校を増やしていきます。
○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】	道徳授業力向上推進校36校(各区小学校1校・中学校1校)における道徳教育の研究推進を実施しました。また、平成29年度から「特別の教科 道徳」を国に先駆けて実施し、「特別の教科 道徳 サポートブック」を作成して、道徳教育の充実・強化に向けて取り組みました。人権教育推進校を中心に子どもの自尊感情をはぐくむ取組を進めてきました。	道徳授業力向上推進校・拠点校の取組を継続するとともに、「考え、議論する」道徳教育の充実を通して、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を一層高めていきます。重点取組として、「自尊感情をはぐくむ取組」を掲げ、学校の様々な取組の中で自尊感情をはぐくむ意識を高めていきます。
○発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】	はまっ子未来カンパニープロジェクト等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等と連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参画意識を育み、その取組の成果を学習発表会やパンフレットの作成・配付により、全市立学校に発信しました。	自分づくり教育実践事例集やはまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会・パンフレットの配付等により、全市立学校へ情報を発信し、多くの学校に参加を呼び掛けていきます。また、はまっ子未来カンパニープロジェクトは、文部科学省の委託事業のため、国費が打ち切られた際にも事業を継続できるよう、協賛金等による財源の確保を図っていきます。
○登校支援の取組【教育】	不登校児童生徒への支援の充実を図るため、令和元年度以降のハートフルスペース・ハートフルルームの拡張等の方向性について検討を行い、中期4か年計画及び第3期教育振興基本計画に位置づけました。	計画に基づき、ハートフルスペース・ハートフルルームの拡張等を行っていきます。
○貧困問題の学校における理解促進【教育】	初任者研修、人材育成マネジメント研修等キャリアステージに応じた研修の中で、子どもの人権、子どもの行動理由となる背景の理解の大切さを伝えました。	「子どもの貧困」をテーマにした研修の企画や、支援機関との連携により、子どもの現実を確実にとらえていきます。

【施策1 気づく・つなぐ・見守る】

妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで支援につなげていきます。また、地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

1 母子保健施策・地域子育て支援施策

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○妊娠期から子育て期にわたる相談支援	妊娠・出産に関する知識の普及啓発や妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん訪問事業、新生児訪問、乳幼児健康診査など、妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援を行いました。	令和2年度に向けて母子保健コーディネーターの全区配置を目指すなど、妊娠期からの相談体制を強化することで、「妊娠届出者に対する面接」と、その後の継続的な支援を充実させていきます。
○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施	各区にある地域子育て支援拠点及び乳幼児人口が多い区に整備する拠点サテライトにおいて、専任の職員が保護者からの相談に対応し、必要に応じ専門機関へつなぐなど、適切な支援を実施しました。また、多様な相談への対応が可能となるよう、実践に即したフォローアップ研修を実施しました。	新規に設置する拠点サテライトにおいても、順次事業を開始します。また、フォローアップ研修も引き続き実施します。

2 学校と区役所等の連携

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所の学齢期対応の窓口の一本化	平成27年度から、区役所における学齢期の相談窓口を学校連携・こども担当ラインで実施する整理がなされ、窓口が一本化されました。	今後も教育委員会とこども青少年局が連携し、区役所における学齢期の相談体制の位置づけ、あり方等を検討していきます。
○スクールソーシャルワーカー・カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】	学校の窓口である専任教諭とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む関係機関との連携を強化し、課題を抱える児童生徒に対する支援を継続的に実施しました。スクールソーシャルワーカーについては、中学校区を定期的に巡回訪問する配置型の試行調査を開始しました。	スクールカウンセラーについては、小中一貫型配置の更なる有効活用を行います。スクールソーシャルワーカーについては、全小・中学校を定期的に訪問できる体制づくりを進めます。
○高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】	平成27年度からスクールカウンセラーを市立高校全校に配置しました。また、産業カウンセラーを28年度は定時制高校2校に、29年度からは定時制高校2校を含む4校に配置しました。	カウンセラー配置数の拡充や教職員のスキルアップを図ることを検討していきます。

3 総合的な児童虐待防止対策の推進

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○児童虐待防止啓発地域連携事業	児童虐待防止に向けて、区民向けに児童虐待についての理解を深めるための広報・啓発活動を実施しました。また、関係機関と区の連携が進み、個別ケース検討会議の回数が増加しています。	児童虐待相談対応件数は増加しており、区・児童相談所と保育所・学校・警察・医療機関等の関係機関が連携強化を図り、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。
○保育所等での見守り強化	児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行いました。	関係機関との連携を深めながら、引き続き見守りを行っていきます。
○児童相談所等の相談・支援体制の充実	児童相談所では増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できるように専門性の高い職員の人材育成を図るため、児童福祉司任用前講習会・任用後研修のほか各種実務研修の実施やOJTの強化に取り組みました。また、よこはま子ども虐待ホットラインの運営等により、夜間・休日においても、緊急の児童虐待通告や相談に対して、迅速に対応しました。	児童虐待相談の対応件数の増加及び複雑化・深刻化する児童虐待へ対応できる専門性が高い職員の人材育成と保育園や学校、警察等の他機関との連携を図っていきます。

4 生活困窮者への自立支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】 ○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】	区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化として、各区の福祉保健センターに自立相談支援機関(相談窓口)を設置し、生活困窮者に対する包括的な相談支援を実施しました。地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進として、対象者の早期発見と必要な支援につなぐため、関係機関や地域の身近な相談窓口等とのネットワーク構築を進めました。一方、地域社会から孤立している場合など、潜在的な支援ニーズへの対応が必要となっています。	生活困窮者自立支援については、課題が深刻化する前の段階から早期支援につなげるため、地域ケアプラザをはじめとする地域の身近な相談窓口等とのネットワークを強化し、潜在的なニーズの掘り起こしを行っていきます。

5 子どもを支える地域の取組の支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○「子ども食堂」等の創設・継続支援	平成29・30年度にかけて「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援し、効果的な支援方法をまとめるためのモデル事業を実施しました。 令和元年度よりモデル事業で取り組んだ内容や成果を踏まえ、市全域で子ども食堂等の取組が推進されるよう、機運の醸成や補助金の全区展開をはじめ、子どもの居場所づくりアドバイザー派遣事業を開始するなど、総合的な支援に取り組みます。	今年度の取組の結果等を踏まえ、引き続き、子どもの居場所づくりに対する効果的な支援方策を検討し、実施につなげます。

6 困難を抱える若者の相談・機会の充実

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所におけるひきこもり等の専門相談 ○ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施	平成29年度から区役所におけるひきこもり等の困難を抱える専門相談の実施をしました(全区・月2回)。また、30年度から、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しました。	支援につながっていない方を支援につなぐために、広報よこはまや地域情報誌等を活用し、区と連携して広く周知していきます。

【施策2 子どもの育ち・成長を守る】

困難を抱える子どもに対して、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供することにより、子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長できるよう、子どもや家庭の子育てを支えます。また、学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えていきます。さらに、ひとり親家庭等に対する生活面や学習面での個別のサポートを強化することで、困難を抱えやすい家庭の子どもの育ち・成長を守るとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、学齢期以降の学習習慣の基盤を整えます。

1 子どもの育ち・成長の保障

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○学齢期以降の子どもの居場所	主に中・高校生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる居場所を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援しました。 また、平成30年度は「中高生の放課後の過ごし方と体験活動に関するアンケート」により、中高生の実態や意識を調査し、併せて、区や有識者へのヒアリングにより、今後の事業の方向性を検討しました。	中高生や保護者へのアンケート調査や各区・有識者へのヒアリング等も踏まえながら、学校、区、地域の団体やその他関係機関との連携をさらに深め、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見・早期支援に取り組んでいきます。

2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○ひとり親家庭児童の生活・学習支援(モデル事業)	平成28年度から鶴見区・瀬谷区の2区においてモデル事業を実施し、ひとり親家庭の児童に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、基本的な生活習慣の習得と健全育成を図りました。	引き続きモデル事業の検証を行い、事業の今後の方向性を検討していきます。
○ひとり親家庭等日常生活支援事業	就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っているひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援しました。また、未就学児のいる家庭については、保護者が就業のため帰宅時間が遅くなる場合には、定期的な家庭生活支援員の派遣を可能とし、子どもの生活や子育てを支援しました。	実施事業者やヘルパーの確保が難しく、ニーズがあっても対応ができない場合があるため、積極的に事業者等に周知することで、受託事業者を増やしていきます。
○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給しました。	制度開始から日が浅く認知度が低いため、児童扶養手当受給者への通知とあわせて周知する等により、さらなる周知を行います。
○ひとり親家庭等医療費助成【健福】	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を助成し、生活の安定を支援しました。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
○就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】	経済的な理由でお困りの方に対して援助をしました。なお、就学援助費制度について、平成29年度から中学校、30年度から小学校の入学準備費の入学前支給を行っています。	引き続き小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などの援助を行います。
○横浜型児童家庭支援センター	養育支援が必要な家庭・児童等が地域で安定した生活ができるよう、養育相談や一時預かりなどを区役所や児童相談所と連携して行いました。	令和元年度までに18区の設置に向けて、運営法人の公募及び選考等を行っています。

【施策3 貧困の連鎖を断つ】

学校での学習だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。特に、将来の社会的・経済的自立につなげるため、困難を抱える中学生に対し、高校進学に向けた学習支援の充実を図り、社会で求められる知識・能力及び社会性等を身に付けることで職業選択の幅を広げます。また、学校や区役所、民間による相談支援や、経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

1 学習支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○寄り添い型学習支援事業【健福】	生活保護世帯等の子どもを対象に、学習活動等の支援を行い、学習習慣を身につけ、高校進学を促進することで、高校への進学率向上に寄与しました。また、平成29年度から、進学後のフォローを行うことで、高校中退防止の取組をあわせて実施しました。	令和2年度末までに中学生の受入枠1,200名達成に向けて事業拡大を行います。
○寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、基本的な生活習慣を身につけるための支援や学習支援を行いました。平成28～30年度にかけて、実施箇所数を5か所拡充し、現在12か所で実施しています。	支援を必要とする家庭に育つ小・中学生は各区にいと想定されるため、引き続き事業を拡充していきます。

2 進学支援・就学継続支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○被保護者自立支援プログラム(教育支援事業)【健福】	区生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等、進学・就学に向けた支援を行いました。	引き続き支援が必要な生活保護受給世帯の支援を行うとともに、高校生世代に対する支援等について関係機関と連携して支援を進めていきます。
○高校奨学金【教育】	経済的な理由や家庭の事情により、高等学校での修学が困難な方へ返還不要の高等学校奨学金の支給や定時制高等学校教科書費の給付などを行いました。	引き続き給付を行うとともに、支給対象者の拡充等を進めます。

【施策4 困難を抱える若者の力を育む】

地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付けます。また、専門機関の支援体制の充実により、初期相談からの段階的な支援により自立を促していきます。さらに、専門機関と地域が連携しながら、必要に応じて自立後の支援にも取り組むなど、困難を抱える若者が、地域社会の中で見守られつつ、自立して暮らしていくことができる環境づくりを進め、若者の現在および将来の生活の安定を図ります。

1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○青少年相談センターにおける相談・支援事業	青少年に関する総合的な相談(電話相談、来所による個別相談及び家庭訪問)や青少年の自立及び社会参加の支援(不登校・ひきこもり等の青少年を対象に、対人関係の調整や社会参加を支援するためのグループ活動や宿泊体験、家族セミナーなどによる家族支援等)、青少年の問題に関する情報の提供及び普及啓発、子ども・若者への支援者を対象としてスキルアップ研修の実施に取り組みました。	一定期間ごとに相談員間で継続利用者について情報共有するとともに、一人ひとりの支援計画を定期的に見直していきます。
○地域ユースプラザ事業	地域における青少年に関する総合相談(電話相談、来所相談等)や区役所におけるひきこもり等の困難を抱える専門相談の実施の実施(平成29年度から開始、全区において月2回)、ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営、社会体験・就労体験プログラムの実施等を行いました。	利用者一人ひとりの状態や集団の状況などを総合的に判断して対応する必要があるため、新任研修をはじめとする研修の実施や、ユースプラザごとに必要な相談支援を行っています。
○若者サポートステーション事業	困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援しました。 また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等の実施や、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援しました。さらに、平成30年7月には、よこはま若者サポートステーションのサテライトを新横浜に開設し、支援の拡充を実現しました。	景気が拡張局面にあるなど社会的背景の影響を受け、利用者数が伸び悩むといったことがある一方で、現時点でも支援が行き届いていない若者が多くいることが予想されるため、引き続き広報の強化による利用促進を図っていきます。
○よこはま型若者自立塾における支援	長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、合宿型訓練による共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人とのかかわり方の習得など、生活改善に向けた支援を行うことにより、若者の社会的・経済的自立を推進しました。	合宿型訓練は、利用者が利用に際してハードルが高いと感じることが多いため、事前の体験プログラム(一泊体験合宿)等をより一層充実させることが必要となっています。引き続き、利用につながりやすい事業にするため、事業スキーム等を運営事業者とともに検討していきます。

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○施設等退所後児童アフターケア事業	児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行いました。	18歳到達等により施設等を退所する児童について、退所前から支援コーディネーターが児童本人、施設職員や里親、児童相談所等と連携して継続支援計画を作成し、退所後の必要な支援につなげていきます。

【施策5 生活基盤を整える】

現金給付等の経済的な支援により、暮らしを保障するとともに、保護者への就労促進等により、生活自立に向けて支援します。

1 生活基盤を支える現金給付

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○生活保護【健福】	生活困窮者に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行いました。	引き続き、支給を行い、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。
○児童扶養手当	平成30年8月分(12月支給)から全部支給所得制限限度額を緩和しました。	令和元年11月支給分から、年3回から年6回(隔月)の支給となります。

2 保護者の就労促進

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】	区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い、自立を促すとともに、すぐに就労に結びつかない被保護者に対しては、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通じ、就労実現に向けた支援を行うなど、就労への意欲を高める取組を行いました。	被保護者自立支援プログラム(就労支援事業)については、就労支援対象者数が増加してきており、生活保護受給者のうち就労可能な受給者がより多く就労できるよう、様々な事業と連携しながら取組を推進していきます。
○母子・父子家庭自立支援給付金事業 ○高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭等の保護者が、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合の受講料の支給や、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間の生活費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするとともに、より良い条件での就職や転職へつなげました。	他の制度との併給の可否が分かりにくいという声があるため、案内チラシの改善や申請受付業務を行っている区への制度案内方法の改善を行っています。
○母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談・講習会、弁護士等による専門的な相談などを関係機関と連携しながら実施しました。	ひとり親家庭の個々の状況に合わせた能力開発や就労支援の実施を、引き続き検討します。

3 子育て世帯への経済的支援等

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、当該児童の養育者に手当を支給しました。	今後も適正な審査及び円滑な支給を行い、児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を支援します。
○小児医療費助成【健福】	平成31年4月から、通院助成を「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大しました。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
○新たな住宅セーフティネット事業【建築】	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅のうち、要件を満たす一部の住宅に対する家賃及び家賃債務保証料の補助制度を平成30年9月より開始しました。 また、宅地建物取引業者、居住支援団体、民間団体及び横浜市関係課で構成される「横浜市居住支援協議会」を平成30年10月に設立しました。	横浜市居住支援協議会において、子育て世帯や児童養護施設等退所者を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化や居住支援の取組を進めていきます。

令和元年度の重点取組の進捗状況（令和元年9月末時点）

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和元年9月末の状況
寄り添い型生活支援事業 《青少年育成課》	養育環境に課題がある子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び向上、学習支援 ○実施か所数の増 2か所増（元年度：14箇所）	12か所にて実施中（今年度中に2か所新規実施予定） 登録者数 202人
ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業 《こども家庭課》	ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 （元年度：2か所）	ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援を実施（1か所）
寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》	生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援及び高校進学後の中退防止の取組 ○中学生の受入拡大 105人増（31年度：18区1,055人）	①4月～140人受入枠拡大開始 ②「高校中退防止」を18区で実施 登録者数：1,104人
放課後学び場事業 《教育委員会事務局》	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学習支援（学校等において実施） ○実施校の増 18校増（31年度：76校） 1校あたり上限10万円	申請校数 中学校：57校 小学校：30校
就学援助等対象者へのハマ弁の提供 《教育委員会事務局》	ハマ弁の無償提供の対象者を就学援助等対象者にも拡充	夏季休業明けより支援を認定し、利用者にハマ弁を提供 認定数 3,332名 認定率：24.3%

2 困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容	令和元年9月末の状況
地域における子どもの居場所づくり推進事業 《企画調整課》	いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が市全域で推進されるよう、機運の醸成や立ち上げ・継続支援など総合的な取組を実施 ○市民向けフォーラムの開催やウェブサイトによる情報提供・発信 ○月2回以上の取組の立ち上げ・拡充に対する補助金の全区展開 ○子どもの居場所づくりアドバイザーの派遣や地域の取組支援に関する好事例の横展開に向けた事例集の作成 等	○市民向けフォーラムは3月に実施予定 ○補助金の全区展開を9月より開始 ○アドバイザーの派遣を9月より開始 ○事例集は2月に作成予定
地域の子育て支援事業者等に向けたセミナーの実施 《企画調整課》	「気づく・つなぐ・見守る」ためのスキル向上及び事業者間の連携促進を図るため、地域の子育て支援事業者等を対象にセミナーを実施	市民向けフォーラムに併せて、3月に実施予定
ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施 （地域ユースプラザ事業） 《青少年相談センター》	支援につながっていないひきこもりの方を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施（18区：各区1回）	鶴見区・都筑区において、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を各1回開催（9月）。他区についても、2月頃までに順次開催予定

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和元年9月末の状況
児童扶養手当 《こども家庭課》	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るために支給する児童扶養手当について、支給回数を年3回から年6回に変更 (平成31年11月支払い分から実施)	支給回数増のためのシステム改修が終了し、11月支払分より実施予定
ひとり親家庭自立支援事業 《こども家庭課》	ひとり親家庭に対する就業や子育て・生活の支援など、総合的な自立支援を進めます。 ○ひとり親の親講座及び父子家庭向け交流事業の実施 ○高等職業訓練促進給付金事業の実施 (修業最終年度の支給額の増及び4年課程への支給期間の延長) ○自立支援教育訓練給付金の実施 (対象講座の拡大及び支給限度額の増)等	○ひとり親の親講座及び父子家庭向け交流事業の実施に向けた調整を実施中 ○高等職業訓練促進給付金事業(受給者数:96人) ○自立支援教育訓練給付金の実施(受給者数:27人)
臨時・特別給付金(仮称) 《こども家庭課》	臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対し、17,500円を支給	申請受付中(〆元年12/27)。要件の審査を行い、1月に支給予定。

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等退所後児童のアフターケア」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	令和元年9月末の状況
施設等を退所する子どもへの支援 《こども家庭課》	支援拠点(よこはまPortFor)の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施します。また、資格取得や大学等初年度納入金等を支給し、進学・就学後のフォローアップを行います。	<u>継続支援計画の作成対象となる、年度中に18歳到達等により施設等を退所する児童について、支援コーディネーターが施設や里親家庭を訪問し、進路や退所後の支援体制を確認するとともに、支援拠点の利用登録を勧奨しています。</u> ※令和元年度中に18歳到達または措置延長中の施設等入所児童(約70人) ○資格等取得支援事業申請数 <u>2件</u> ○大学等初年度納入金申請数 <u>4件</u>

第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の策定について

1 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、平成28年度に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画(平成28年度～令和2年度)」を策定し、取組を推進しています。

今般、改正子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行(令和元年9月)され、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されることや貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、今年度中を目途に新たな子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定される等、貧困の連鎖を食い止め、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指し、引き続き、子供の貧困対策を総合的に推進することとなっています。

このような動向を踏まえ、現計画が令和2年度に終了することに伴い、本市の取組を改めて整理し、引き続き、貧困の連鎖を防ぐための実効性の高い施策を展開していくため、「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定します。

(2) 計画期間

5か年(令和3年度～7年度)

2 計画の検討体制

子どもの貧困対策に関する計画推進会議(外部有識者等による懇談会)及び庁内連絡会(関係区局による内部会議)を連動させ、お互いにフィードバックします。計画推進会議と庁内連絡会でいただいた意見や助言を踏まえ、計画を策定します。

3 計画策定の進め方(案)

(1) 計画策定の進め方

令和2年7月ごろまでに、本市における現在の子ども貧困の実態を包括的に把握するため、アンケートやヒアリング実態把握のための調査を実施します。

実態把握のための調査の結果や計画推進会議、庁内連絡会でのご意見を踏まえ、計画内容を検討し、計画素案を策定します。

計画素案に対する市会からの御意見や市民意見募集により寄せられた御意見及び計画推進会議等での御意見を踏まえ、計画原案を策定し、必要な手続きを経たのち、計画を策定します。

(2) 策定スケジュール

- | | |
|-----------------|------------|
| ・令和2年6月～7月 | 実態把握のための調査 |
| ・令和2年6月～令和3年2月 | 計画推進会議開催 |
| ・令和2年11月 | 素案策定 |
| ・令和2年12月～令和3年1月 | 市民意見募集 |
| ・令和3年2月 | 原案策定 |
| ・令和3年3月 | 計画策定 |

令和元年11月時点

		実態把握調査 (アンケート、ヒアリング)	計画推進会議及び 計画検討	その他
令和 元 年 度	9月			改正子どもの貧困対策推進法施行
	10月			
	11月		第1回 庁内連絡会・計画推進会議 ○計画策定に係る実態把握調査に関する意見交換等	
	12月			
	1月			
	2月 3月		第2回 庁内連絡会・計画推進会議 ○計画策定に係る実態把握調査に関する意見交換等	子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定（年度内）
令和2 年 度	4月			
	5月			【市会】計画策定趣旨等報告
	6月	ヒアリング調査実施	第1回庁内連絡会・計画推進会議 ○策定趣旨、進め方の共有 ○実態把握調査に関する意見集約等	
	7月	アンケート調査実施		
	8月	調査結果集計・分析		
	9月		第2回庁内連絡会・計画推進会議 ○調査結果速報の共有 ○骨子に関する意見交換等	【市会】調査結果（速報）報告
	10月	調査結果とりまとめ		
	11月		第3回庁内連絡会・計画推進会議 ○調査結果とりまとめの共有 ○素案に関する意見交換等 素案策定	
	12月		市民意見募集	【市会】素案報告
	1月			
	2月		第4回庁内連絡会・計画推進会議 ○原案に関する意見交換等 原案策定	
	3月		計画策定	【市会】市民意見募集結果・原案報告

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に係る 実態把握のための調査概要について

- 本市では貧困対策推進法等を踏まえつつ、平成28年度に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」（平成28～令和2年度）を策定しており、次年度は第2期計画策定の年にあたります。
- 第2期計画策定に向けて、第1期計画策定時に実施した実態把握のための調査や国の動向等を踏まえ、実態把握のための調査内容等を検討する必要があります。

1 第1期計画策定時の実態把握のための調査について

子どもの貧困対策に関する計画の策定にあたり、子どもの貧困に関連する各種データを分析するとともに、アンケート調査を実施し、数値的な状況把握を行いました。

また、日頃から多くの子どもや家庭と関わっている学校の教員や区役所職員、NPO法人や地域の方等へのヒアリングにより、数字には表れにくい、貧困状態の子どもや家庭の状況、必要な支援などについても把握し、計画に反映させています。

※【参考1】平成27年度子どもの貧困に関する実態把握のための調査概要参照

2 子供の貧困対策に関する国の動向等について

(1) 国の動向

平成26年1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行

平成26年8月 子供の貧困対策に関する大綱（現大綱） 閣議決定

令和元年6月 改正子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立【別添1参照】

令和元年度中 新大綱 閣議決定※

※平成30年11月の子どもの貧困対策会議において新大綱の案を作成することが決定し、子供の貧困対策に関する有識者会議における検討を経て、新大綱案が作成された【別添2参照】。

(2) 改正法及び新大綱案のポイント

<法の目的・基本理念の充実>

- ・子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であることを明記
- ・子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることを明記
- ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずることを明記
- ・貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえることを明記

※貧困率改善等の数値目標は改正法原案には盛り込まれていたが、貧困率が可処分所得だけを基に計算されることへの疑問が示され、最終的には削除された。

※その他、市町村による貧困対策計画の策定及び公表が努力義務とされた。

<子供の貧困に関する指標の見直し（大綱）>

- ・施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するための指標の見直しが行われた。

（設定項目：25⇒39）【別添3参照】

【参考1】平成27年度子どもの貧困に関する実態把握のための調査概要

(1) アンケート調査

	市民アンケート	対象者アンケート
目的	・相対的貧困の状況にある世帯の推計に必要な情報把握 ・各世帯の生活、健康、就業や物質的剥奪状況の把握、分析	生活に困窮していると想定される世帯の ・生活、健康、就業や物質的剥奪状況及び支援ニーズの把握（保護者向け） ・学校生活や家族との関わり、悩み等（中高生向け）
対象	24歳未満の子ども・若者のいる世帯 計6,000世帯	①生活保護受給世帯（保護者・中高生） ②児童扶養手当受給世帯（保護者・中高生） ③寄り添い型学習等支援事業（保護者・中高生） ④児童養護施設入所児童（中高生） 計2,461人
調査方法	郵送配布・郵送回収	区役所や施設等を通じ配布、郵送回収
調査項目	※下記参照	
実施期間	平成27年8月7日～24日	平成27年8月10日～28日
有効回答数・率	2,657（44.3%）	保護者（①～③）：212（16.8%） 中高生（①～③）：120（12.0%） 中高生（④）：138（71.1%）

※調査項目（概要）

	市民 <50問>	対象者（保護者） <26問>	対象者（中高生） <26問>
基礎情報	○	○	-
所得関連情報	○	△（可処分所得等除く）	-
社会的解除・剥奪関連情報	○	○	-
就労関連情報	○	○	-
保護者情報（健康、障害、学歴等）	○	○	-
子ども情報			
健康、障害、学歴等の事実関連	○	-	○
家族、学校生活、悩み等の意識関連	-	-	○
必要な支援等	△（子ども）	○（保護者・子ども）	-

(2) 支援者ヒアリング

生活に困窮していると想定される子どもや家庭の様子について把握することを目的に、日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている方に対し、子どもや保護者の特徴・課題等及び制度・連携の仕方等に関する課題等について、ヒアリング調査を実施。

<ヒアリング対象>

区役所、児童相談所、児童家庭支援センター、乳児院、母子生活支援施設、ひとり親支援団体、児童養護施設、保育所、学校関係者、定時制高校、寄り添い型学習等支援事業、困難を抱える子ども・若者の自立支援、外国籍の子どもに対する支援

3 第2期計画策定に向けた実態把握のための調査について

(1) 調査の方向性

第1期計画策定時の調査（第1期調査）や改正法及び新大綱案等を踏まえ、第2期計画策定に向けた実態把握のための調査（第2期調査）の方向性を以下の通りとします。

- 第1期調査をベースに、よりの確な実態把握を行うための調査とします。
- 子どもの意見を十分に把握し、子どもにとって最善の支援策を検討するためのものとします。
- 貧困に陥っている層への支援策だけでなく、困難を抱えるリスクがある層を早期に発見し、貧困に陥ることを防ぐ観点からも支援の在り方を検討するためのものとします。
- 対象者アンケートを実施した生活保護や児童扶養手当受給者等に限らず、貧困となる背景には様々な社会的要因があり、多様であることに留意します。

(2) 調査概要案について

上記の方向性を踏まえ、第1期調査より以下の点を変更します。

①市民アンケートについて、保護者だけでなく、その子どもも調査対象とします。

(理由)

- ・ 第1期調査では対象者アンケートを実施した世帯の子どもに対し、家族や学校生活、悩み等の意識関連調査を行っていますが、対象が貧困に陥っている層に限られてしまっています。
- ・ 困難を抱えるリスクがある層を早期に発見する観点から、現に貧困に陥っている層に限定せず、多様な世帯の子どもの声を十分に把握する必要があります。

※アンケートの配布・回収等の方法は要検討。

②対象者アンケートを市民アンケートに一本化します。

(理由)

- ・ 貧困層の子どもや家庭の実態を把握するためには、対象者アンケートの対象（生活保護や児童扶養手当受給者世帯等）に限らず、貧困層が多様であることに留意する必要があります。
- ・ 対象者アンケートと市民アンケートの調査項目が近似しており、世帯の所得や構成、就労関連情報及び生活保護や児童扶養手当の受給状況等を把握し、多様な属性別に実態の分析を行うことは市民アンケートにおいても可能です。

③支援者ヒアリングについて、対象とする支援の取組の幅を広げます。

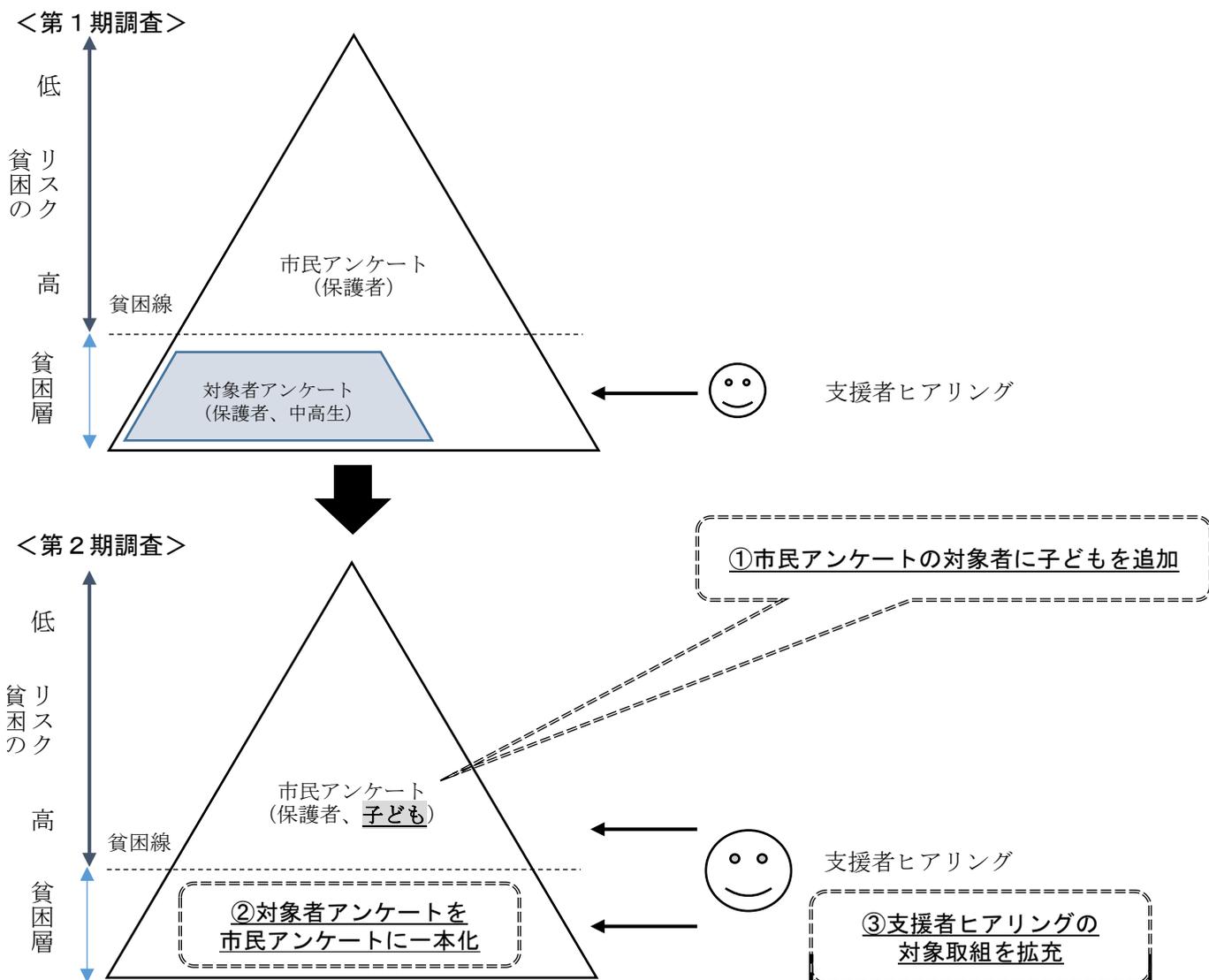
(理由)

- ・ 第1期調査では、現に困難を抱えている保護者や子どもの特徴等を支援に関わっている方へのヒアリングから把握しましたが、困難を抱えるリスクがある層を早期に発見する観点からも課題や支援の在り方等を検討する必要があります。

※母子保健の取組、地域子育て支援拠点における利用者支援事業や子どもの居場所など

※アンケート、ヒアリングの他、生活保護やひとり親世帯等、本市の子どもの貧困等に関するデータや調査等も活用し、実態把握に努めます。

【参考2】調査概要（案）イメージ



※アンケート調査項目案（概要）

調査項目	第2期（案）		第1期		
	市民		市民	対象者	
	保護者	子ども		(保護者)	(中高生)
基礎情報	○	-	○	○	-
所得関連情報	○	-	○	△	-
社会的解除・剥奪関連情報	○	-	○	○	-
就労関連情報	○	-	○	○	-
保護者情報（健康、障害、学歴等）	○	-	○	○	-
子ども情報					
健康、障害、学歴等の事実関連	○	○	○	-	○
家族、学校生活、悩み等の意識関連	-	○	-	-	○
必要な支援等	○	○	△	○	-

【参考3】他自治体の実態把握調査概要

○札幌市（平成28年度）

（1）市民アンケート調査

ア 調査対象者

- ・2歳、5歳、小学2年生の保護者
- ・小学5年生、中学2年生、高校2年生の保護者及び子ども
- ・20歳・24歳の若者

イ 方法

2歳の保護者及び20・24歳の若者については、住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送。その他は、幼稚園、保育所、学校等を通じて配布。

ウ 調査票配布・回収率（全体）

配布数：16,326、回収数：9,010、回収率：55.2%

（2）支援者ヒアリング

望ましい支援の在り方等について、支援側の視点からの直接の意見を伺うことを目的に、保育所、学校、学習支援団体、児童養護施設、児相男女、ひとり親支援団体等、子どもの成長・発達の段階において関わりの深い26の支援機関・団体等を対象に実施。

（3）座談会

（1）、（2）で把握できない子どもたちの意見を把握することを目的に、児童養護施設入所（経験）者、ひとり親家庭の子ども・若者、生活保護・奨学金の受給（経験）者による座談会を計4回実施。

○大阪市（平成28年度） 大阪市子どもの生活に関する実態調査の概要

ア 調査対象者

- ・大阪市立小学校5年生及び中学2年生の全児童とその保護者
- ・大阪市内認定こども園、幼稚園、保育所の全5歳児の保護者

イ 調査方法

学校、保育所等を通じて調査対象者の世帯に調査票を配布・回収

ウ 調査票配布・回収率（全体）

配布数：91,858、回収数：70,532、回収率：76.8%

○大田区（平成28年度） 子どもの生活実態調査

ア 調査対象者

- ・区立小学校のすべての小学5年生及びその保護者

イ 調査方法

学校を通じ配布・回収

ウ 調査票配布・回収率（全体）

配布数：9,088、回収数：6,930、回収率：76.3%

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

別添 1

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

目的

- 子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- 全ての**子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- 子どもの**貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

- 社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
- 子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- 背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
- 国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none">「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に子どもや保護者等の意見を反映させるための措置を講ずる子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）
都道府県	<ul style="list-style-type: none">都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	<ul style="list-style-type: none">市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案



大綱に定める事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 <small>子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等</small>	
教育の支援	生活の 安定に資するための支援
保護者に対する職業生活の 安定と向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

子供の貧困対策に関する大綱案（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実
など

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた学校プラットフォーム
 - ・ スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の構築、学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・ 高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・ 家庭への復帰支援、退所後の相談支援
- 支援体制の強化

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率
など、39の指標

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・ 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援⁵

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

子供の貧困対策に関する大綱

～ 日本の将来を担う子供たちを
誰一人取り残すことがない社会に向けて ～

(案)

目 次

第1	はじめに	1
	（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）	1
	（新たな大綱案作成の経緯）	1
	（新たな大綱の策定の目的）	2
第2	子供の貧困対策に関する基本的な方針	3
1	分野横断的な基本方針	3
	（1）貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。	3
	（2）親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。	3
	（3）支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。	3
	（4）地方公共団体による取組の充実を図る。	4
2	分野ごとの基本方針	4
	（1）教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。	4
	（2）生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。	5
	（3）保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。	5
	（4）経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。	5
	（5）子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。	6
	（6）今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。	6

第3	子供の貧困に関する指標	7
第4	指標の改善に向けた重点施策	7
1	教育の支援	7
(1)	幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	7
	（幼児教育・保育の無償化）	7
	（幼児教育・保育の質の向上）	7
(2)	地域に開かれた学校プラットフォーム	8
	（スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の構築）	8
	（学校教育による学力保障）	8
(3)	高等学校等における修学継続のための支援	8
	（高校中退の予防のための取組）	8
	（高校中退後の支援）	9
(4)	大学等進学に対する教育機会の提供	9
	（高等教育の修学支援）	9
(5)	特に配慮を要する子供への支援	10
	（児童養護施設等の子供への学習・進学支援）	10
	（特別支援教育に関する支援の充実）	10
	（外国人の子供等への支援）	10
(6)	教育費負担の軽減	10
	（義務教育段階の就学支援の充実）	10
	（高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減）	11
	（生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）	11
	（ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）	11
(7)	地域における学習支援等	12
	（地域学校協働活動における学習支援等）	12
	（生活困窮世帯等への学習支援）	12

(8) その他の教育支援	12
(学生支援ネットワークの構築)	12
(夜間中学の設置促進・充実)	12
(学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)	13
(多様な体験活動の機会の提供)	13
2 生活の安定に資するための支援	13
(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	13
(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)	13
(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)	14
(2) 保護者の生活支援	14
(保護者の自立支援)	14
(保育等の確保)	15
(保護者の育児負担の軽減)	15
(3) 子供の生活支援	15
(生活困窮世帯等の子供への生活支援)	15
(社会的養育が必要な子供への生活支援)	16
(食育の推進に関する支援)	16
(4) 子供の就労支援	17
(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)	17
(高校中退者等への就労支援)	17
(児童福祉施設入所児童等への就労支援)	17
(子供の社会的自立の確立のための支援)	17
(5) 住宅に関する支援	18
(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	18
(家庭への復帰支援)	18
(退所等後の相談支援)	18
(7) 支援体制の強化	19
(児童家庭支援センターの相談機能の強化)	19

(社会的養護の体制整備)	19
(市町村等の体制強化)	19
(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)	19
(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)	19
(相談職員の資質向上)	19
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	20
(1) 職業生活の安定と向上のための支援	20
(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)	20
(2) ひとり親に対する就労支援	20
(ひとり親家庭の親への就労支援)	20
(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)	21
(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)	21
(企業表彰)	21
(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	21
(就労機会の確保)	21
(親の学び直しの支援)	22
(非正規雇用から正規雇用への転換)	22
4 経済的支援	22
(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)	22
(養育費の確保の推進)	22
(教育費負担の軽減)	23
第5 子供の貧困に関する調査研究等	23
1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究	23
2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究	23

3	地方公共団体による実態把握の支援	24
第6	施策の推進体制等	24
1	国における推進体制	24
2	地域における施策推進への支援	24
3	官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開	25
4	施策の実施状況等の検証・評価	25
5	大綱の見直し	25
(別添)	子供の貧困に関する指標	26

本大綱では、法律名等を除き、法令上の表記にかかわらず、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものではない。

第1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年6月、議員提出により子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

（新たな大綱案作成の経緯）

政府は、平成30年11月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計6回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部に進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特

にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

(新たな大綱の策定の目的)

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 分野横断的な基本方針

(1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものとして、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

(2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高校教育段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体

制づくりを引き続き進めていく。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話を追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

(4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていけるよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

2 分野ごとの基本方針

(1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

(2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながら居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

(4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいことから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との

連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。

前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

改正後の法律では、施行後5年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

第4 指標の改善に向けた重点施策

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

(幼児教育・保育の無償化)

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

(幼児教育・保育の質の向上)

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。

また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等

による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(2) 地域に開かれた学校プラットフォーム

(スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の構築)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。(再掲)

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習等の取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。

加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

(高校中退の予防のための取組)

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であ

る。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

(高校中退後の支援)

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の修学支援)

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望

に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

(5) 特に配慮を要する子供への支援

(児童養護施設等の子供への学習・進学支援)

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(外国人の子供等への支援)

外国人の子供等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進める。

(6) 教育費負担の軽減

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育段階においては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成 29 年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

(高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

(生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付を行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学料等支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。

生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

(ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

(7) 地域における学習支援等

(地域学校協働活動における学習支援等)

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実に努める。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実に努める。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実に努める。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待される場所であり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

(生活困窮世帯等への学習支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

(8) その他の教育支援

(学生支援ネットワークの構築)

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心に保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等が連携することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学の設置促進・充実)

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つ

の夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

(学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

2 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

(妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相

互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和2年度末までに全国展開を目指す。

(特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等との連携によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施する。また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。

(2) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童解消を図り女性就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の育児負担の軽減)

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

(3) 子供の生活支援

(生活困窮世帯等の子供への生活支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。(再掲)

また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了

後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

(社会的養育が必要な子供への生活支援)

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

(4) 子供の就労支援

(生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。

(再掲)

(児童福祉施設入所児童等への就労支援)

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

(子供の社会的自立の確立のための支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

(5) 住宅に関する支援

母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係

る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

（６）児童養護施設退所者等に関する支援

（家庭への復帰支援）

子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

（退所等後の相談支援）

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて 18 歳到達後も原則 22 歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

（７）支援体制の強化

（児童家庭支援センターの相談機能の強化）

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

(社会的養護の体制整備)

社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。

(市町村等の体制強化)

市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。

(ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。

(生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につながる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。

(相談職員の資質向上)

生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。

また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)

働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。

中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。

育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。

(2) ひとり親に対する就労支援

(ひとり親家庭の親への就労支援)

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。

(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。(再掲)

(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)

ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。

また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていく。

(企業表彰)

子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

(就労機会の確保)

低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

(親の学び直しの支援)

キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。

(非正規雇用から正規雇用への転換)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。

4 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。

また、児童扶養手当については、平成 28 年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成 30 年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年 11 月からの支払回数年 3 回から年 6 回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。

(養育費の確保の推進)

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等を作成するなど、養育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフ

レットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

(教育費負担の軽減)

全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。(再掲)

第5 子供の貧困に関する調査研究等

改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。

1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。

2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究

子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

3 地方公共団体による実態把握の支援

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体を実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどに

より比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向け、検討する。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策等との連携にも留意する。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団

体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

子供の貧困に関する指標

(別添)

指標		直近値	算出方法
教育の支援			
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業者総数のうち、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除いたもの (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業者数のうち、大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)又は各種学校への進学した者の割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度(5月時点)に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業者及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	96.3% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)

	高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラーが配置された小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラーが配置された中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% (平成30年度)	

高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 (注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。 (出所:独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	
生活の安定に資するための支援			
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%) 衣服が買えない経験(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%) 衣服が買えない経験(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	ひとり親世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))

	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査)
	父子世帯	88.1% (平成27年)	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成27年)	就業している母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査)
	父子世帯	69.4% (平成27年)	就業している父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査)
経済的支援			
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	貧困線に満たない大人一人(18歳以上65歳未満)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:国民生活基礎調査)

	全国消費実態調査	47.7% (平成 26 年)	貧困線に満たない大人一人(18 歳以上)と子供(17 歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))
	父子世帯	90.2% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))

※意見募集手続きは現時点の大綱案への御意見を求めるものです。大綱案のうち子供の貧困に関する指標については、継続的に確認していくことができるか等の観点から検討中のものも含んでいます。

子供の貧困対策に関する指標(案)
(参考:子供の貧困対策に関する大綱(案))

別添3

改廃	指標	国		横浜市		出典、算出方法等
		現大綱策定時	直近値	現計画策定時	直近値/時点	
教育の支援						
	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	96.4% (平成27年4月1日)	97.5% (平成31年4月1日)	年度末報告
	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	5.1% (平成26年度)	5.2% (平成31年4月1日)	年度末報告
	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	36.8% (平成27年4月1日)	41.6% (平成31年4月1日)	年度末報告
	児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.6% (平成26年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	97.6% (平成26年度末)	100.0% (平成30年5月1日現在)	社会的養護の現況に関する調査 (平成30年度実施)
	児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	22.2% (平成26年度末)	18.8% (平成30年5月1日現在)	社会的養護の現況に関する調査 (平成30年度実施)
	ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	72.3% (平成23年度)	81.7% (平成28年度)	-	-	-
	ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)	96.3% (平成28年度)	-	-	-
	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)	58.5% (平成28年度)	-	-	-
新規	全世帯の子供の高等学校中退率	1.5% (平成24年度調査)	1.4% (平成30年度調査)	-	市立高校全日制:0.5% 市立高校定時制:8.2% (平成29年度)	-
新規	全世帯の子供の高等学校中退者数	51,871人 (平成24年度調査)	48,594人 (平成30年度調査)	-	市立高校全日制:32人 市立高校定時制:105人 (平成29年度)	-
削除	スクールソーシャルワーカーの配置人数	1,008人 (平成25年度実績)	2,041人 (平成29年度実績)	18人 (平成27年度)	32人 (平成31年度)	-
新規	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)	18.0% (平成24年度調査)	50.9% (平成30年度調査)	-	57.4% (平成30年度)	-
新規	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)	23.8% (平成24年度調査)	58.4% (平成30年度調査)	-	54.1% (平成30年度)	-
	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	37.6% (平成24年度調査)	67.6% (平成30年度調査)	100% (平成27年度)	100% (平成30年度)	-
	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	82.4% (平成24年度調査)	89.0% (平成30年度調査)	100% (平成27年度)	100% (平成30年度)	-
削除	就学援助制度に関する周知状況 (毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	61.9% (平成25年度)	77.9% (平成29年度)	・全小中学校に制度を 書面で周知し、保護者 に対しては入学時、 進級時に学校で就学 援助制度の書類を 配布 ・教育委員会のHP、 広報等に制度を掲載		-
削除	就学援助制度に関する周知状況 (入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	61.0% (平成25年度)	75.4% (平成29年度)	100% (平成31年度)		-
新規	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	47.5% (平成25年度)	65.6% (平成29年度)	-	100% (平成31年度)	-
新規	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	-	47.2% (平成30年度)	-	0% (平成30年度入学生)	H30年度入学者は入学年度5月に支給
新規	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	-	56.8% (平成30年度)	-	90.6% (平成30年度入学生)	中学校入学前支給人数4,006人 ÷ 中学校入学準備費支給総数 4,424人
削除	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成25年度実績)	予約採用段階 100.0% 在学採用段階 100.0% (平成30年度実績)	-	-	-
新規	高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学 短期大学 高等専門学校 専門学校	-	-	-	-

子供の貧困対策に関する指標(案)
(参考:子供の貧困対策に関する大綱(案))

別添3

改廃	指標	国		横浜市		出典、算出方法等
		現大綱策定時	直近値	現計画策定時	直近値/時点	
生活の支援						
削除	生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後)	2.5% (平成25年4月1日現在)	1.5% (平成30年4月1日現在)	0.8% (平成27年4月1日)	0.4% (平成31年4月1日)	年度末報告
削除	生活保護世帯に属する子供の就職率 (高等学校等卒業後)	46.1% (平成25年4月1日現在)	46.6% (平成30年4月1日現在)	42.3% (平成27年4月1日)	36.0% (平成31年4月1日)	年度末報告
削除	児童養護施設の子供の就職率 (中学校卒業後)	2.1% (平成26年5月1日現在)	2.4% (平成30年5月1日現在)	2.3% (平成26年度末)	0% (平成30年5月1日現在)	社会的養護の現況に関する調査 (平成30年度実施)
削除	児童養護施設の子供の就職率 (高等学校等卒業後)	69.8% (平成26年5月1日現在)	62.5% (平成30年5月1日現在)	63.8% (平成26年度末)	75.0% (平成30年5月1日現在)	社会的養護の現況に関する調査 (平成30年度実施)
削除	ひとり親家庭の子供の就職率 (中学校卒業後)	0.8% (平成23年度)	1.7% (平成28年度)	-	-	-
削除	ひとり親家庭の子供の就職率 (高等学校等卒業後)	33.0% (平成23年度)	24.8% (平成28年度)	-	-	-
新規	滞納経験(電気、ガス、水道) (ひとり親世帯)	-	電気料金:14.8% ガス料金:17.2% 水道料金:13.8% (平成29年調査)	-	-	-
新規	滞納経験(電気、ガス、水道) (子供のいる全世帯)	-	電気料金:5.3% ガス料金:6.2% 水道料金:5.3% (平成29年調査)	-	-	-
新規	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験(ひとり親世帯)	-	食料困窮経験:34.9% 衣服が買えない経験:39.7% (平成29年調査)	-	-	-
新規	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験(子供のいる全世帯)	-	食料困窮経験:16.9% 衣服が買えない経験:20.9% (平成29年調査)	-	食糧:17.4% 衣服:19.9% (平成27年調査)	市民アンケート(平成27年度) 「よくあった」「ときどきあった」 「ほとんどなかった」割合の合計
新規	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯)	-	重要な事項の相談:8.9% いざという時のお金の援助: 25.9% (平成29年調査)	-	-	-
新規	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (等価世帯所得第1～3十分位)	-	重要な事項の相談:7.2% いざという時のお金の援助: 20.4% (平成29年調査)	-	-	-
保護者の就労支援						
	ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯)	-	80.8% (平成27年調査)	84.7% (平成24年度)	86.3% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯 アンケート調査
	ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	-	88.1% (平成27年調査)	90.5% (平成24年度)	89.4% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯 アンケート調査
新規	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	-	44.4% (平成27年調査)	-	44.6% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯 アンケート調査
新規	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	-	69.4% (平成27年調査)	-	66.2% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯 アンケート調査
経済的支援						
	子供の貧困率 (国民生活基礎調査)	16.3% (平24年)	13.9% (平27年)	-	-	-
新規	子供の貧困率 (全国消費実態調査)	9.9% (平21年)	7.9% (平26年)	-	-	-
	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 (国民生活基礎調査)	54.6% (平24年)	50.8% (平27年)	-	-	-
新規	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 (全国消費実態調査)	62.0% (平21年)	47.7% (平26年)	-	-	-
新規	ひとり親家庭のうち養育費についての取決め をしている割合(母子世帯)	37.7% (平23年11月1日現在)	42.9% (平28年11月1日現在)	-	47.2% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯 アンケート調査
新規	ひとり親家庭のうち養育費についての取決め をしている割合(父子世帯)	17.5% (平23年11月1日現在)	20.8% (平28年11月1日現在)	-	34.3% (平成29年度)	平成29年度横浜市ひとり親世帯 アンケート調査
新規	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供 の割合(母子世帯)	77.5% (平23年11月1日現在)	69.8% (平28年11月1日現在)	-	-	-
新規	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供 の割合(父子世帯)	92.6% (平23年11月1日現在)	90.2% (平28年11月1日現在)	-	-	-

横浜総合高校「ようこそカフェ」への支援施策について

1 概要

- 横浜市立横浜総合高校は、午前・午後・夜間の3部制定時制高校であり、約1,100名の生徒が在籍しています。同校は課題や問題を抱えた生徒が非常に多く（不登校経験者88%、母子家庭40%、生活保護受給世帯15%、中退率11%）、その対応は喫緊の課題となっています。
- 同校では、校内のフリースペースを活用し、生徒に無料で食事や飲み物を提供する交流相談カフェ「ようこそカフェ」を平成28年度から実施しています。青少年育成や若者支援に関わる団体のスタッフを中心となって、地域の大学生・社会人のボランティアとともに運営していますが、運営資金の調達に苦慮している実態に鑑み、支援施策の検討を進めています。

2 運営方法

- 主 催：横浜総合高校
- 運営団体：公益財団法人よこはまユース
本市こども青少年局の外郭団体。青少年育成に資するための様々な事業を展開しており、ようこそカフェ支援の中心団体。
NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ（代表 高橋徹）
外国につながる子どもの教育支援を実施。定時制高校でのキャリア支援事業の一環としてようこそカフェの運営支援に参加。
NPO法人横浜メンタルネットワークサービス（代表 鈴木弘美）
精神障害者をはじめとして、不登校、引きこもり、介護疲れ、育児の悩みなどから社会的に孤立しやすい人々への支援を実施。ようこそカフェで生徒のメンタル相談を実施。
- アドバイザー：横浜市立大学国際総合科学部 高橋研究室（子どもの貧困問題を研究）
ユカナガシマクッキングサロン 長島由佳氏（元本市教育委員、食育を研究）

3 事業内容

- 開催日：原則、毎週水曜日午後（12:00～17:30）
- 場 所：横浜総合高校1階 フリースペース
- 内 容：
- (1) 食事・飲み物の提供・・・毎回の利用者数：約200人**
無料でお菓子や軽食、飲み物を用意し、リラックスしてくつろげる雰囲気の中で友人などと交流する場を提供しています。
- (2) 大学生や社会人との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談・・・約200人**
大学生・社会人のボランティアとの交流を通して、身近な居場所となる場を提供するとともに、状況に応じて個別相談も実施しています（相談例：クラスや部活での人間関係に悩んでいる、家族との関係がこじれていて精神的に追い詰められている等）。必要な情報は相談員と学校との会議で共有し、担任等にフィードバックすることで、様々な課題を抱える生徒の発見・相談・支援につなげています。
- (3) 食育を通じたキャリア教育、就業体験等様々な体験の場の提供**
キャリア支援の取組の一環として、本市教育委員をされていた料理研究家の長島由佳氏を講師に、軽食の提供による「食べる」ことを通して「食」に関する仕事や職業について関心を高める食育体験を実施しています（30年度30回実施：約7,200食提供）。また、岩手県や

福島県などで就業体験プログラムとして、漁を行う漁船への同乗、畑での種まきなどの漁業体験、農業体験を実施し（30年度5回実施：52人参加）、進路決定への支援を行っています。

4 運営状況

○経費

	支 援 状 況
28年度 【72万円】	食料費：横浜市立大学（地の拠点整備事業（COC））【20万】、ユカナガシマクッキングサロン【食材等現物】の支援 人件費：多文化共生ネットワークかながわ【相談員・大学生等運営スタッフ派遣】、よこはまユース【22万】の支援 その他運営費：横浜市立大学（地の拠点整備事業（COC））【30万】
29年度 【304万円】	食料費：よこはまユース【10万】、PTA【30万】、ユカナガシマクッキングサロン【食材等現物】の支援 人件費：多文化共生ネットワークかながわ（神奈川県「かながわボランティア活動推進基金21」）【192万】、よこはまユース【56万】の支援 漁業体験費：横浜南央ロータリークラブの支援【移動・宿泊等現物】 その他運営費：よこはまユース【16万】
30年度 【466万円】	食料費：よこはまユース（独立行政法人福祉医療機構「子供の未来応援基金」）【45万】、ユカナガシマクッキングサロン・パルシステム神奈川ゆめコープ【食材等現物】の支援 人件費・漁業体験費：よこはまユース（独立行政法人福祉医療機構「子供の未来応援基金」）【257万】、クラウドファンディング【46万】の支援 農業体験費：国の研究事業受託による国庫委託金【75万】 その他運営費：よこはまユース（独立行政法人福祉医療機構「子供の未来応援基金」）【43万】の支援
元年度 【208万円】	食料費：PTA【10万】、ユカナガシマクッキングサロン・パルシステム神奈川ゆめコープ【食材等現物】の支援 人件費：多文化共生ネットワークかながわ（神奈川県「かながわボランティア活動推進基金21」）【102万】、PTA【30万】、よこはまユース【相談員・大学生等運営スタッフ派遣】の支援 漁業体験費：未定（生徒全額自己負担もしくは中止） 農業体験費：国の研究事業受託による国庫委託金【66万】（元年度で受託期間満了）

※漁業体験・農業体験については、別途生徒自己負担徴収（昼食費：1人3,000円）

※クラウドファンディングは教員や関係者の負担によるところが大きい。

○実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	15回	31回	31回
延べ参加者数	2,959人	6,236人	5,519人

※昨年度に比べ運営資金が1/3にも満たないため、今年度は実施回数を減らさざるを得ず（31回→25回）、1回あたりの相談員の数も縮小しています（15人→8人）。

5 必要性・有効性

- 定時制高校に通う生徒の多くは、家庭環境や養育環境に不利な条件を抱えていることが多く、家庭から社会への移行期に立つ生徒には、学力のみならず良好な人間関係を形成し社会で自立した生活を営んでいくことができるよう、様々な体験の場や交流・相談の場が求められています。
- 校内に身近な居場所を設け、相談支援やキャリア支援を行うことで、生徒にとっては次のようなメリットがあります。
 - ・敷居が低く安心して居られる、気軽に相談できる場の確保
⇒ 社会的孤立の予防、困ったときに相談できる力の獲得
 - ・クラスや部活動を超えた交友関係の拡大
⇒ コミュニケーション力の向上
 - ・様々な大人と関わる練習、地域における社会体験の場の広がり
⇒ 自己肯定感の向上、キャリア形成

6 支援施策案

○本市社会福祉基金の活用

福祉事業、こどもの貧困対策事業の一環として社会福祉基金の申請・活用を行います。

○令和2年度事業案

＜申請額：4,310千円＞

【内訳】

- ・人件費 2,258千円・・・運営コーディネーター・相談員・ボランティア等謝金
- ・食材費等 500千円・・・飲食物品、食育プログラム材料費、消耗品等
- ・就業体験費 1,532千円・・・漁業体験・農業体験移動費、宿泊費、実習費等
- ・事務費 20千円・・・雑費

7 今後の事業方針

- 「ようこそカフェ」は、現在は一高校内での事業ではありますが、今後はそこで得たノウハウを生かし、他の市立高校での同様な生徒への支援にも取り組んでいきます。
- また、こども青少年局や健康福祉局等の関係部署・機関と連携し、困難を抱える生徒の発見から若者サポートステーションへのつなぎ、困窮状態脱却のための自立支援制度の情報提供など社会福祉事業として拡充していきます。これにより、本市の重要な青少年施策、福祉施策の一つとしての位置付けを目指していきたくと考えています（具体的には、本市の子どもの貧困対策に関する計画への位置付けなどを検討していきます。）。

＜他の高校内カフェの状況＞

	学校名	運営団体	主な運営資金	
神奈川県立	田奈高校	NPO 法人パノラマ	かながわボランティア推進基金 21	
	大和東高校			
	相模向陽館高校	NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ		
	川崎高校			
	茅ヶ崎高校定時制			
	厚木清南高校定時制	NPO 法人子どもと生活文化協会		高校生世代アウトリーチ支援試行事業
	小田原高校定時制			
	厚木清南高校通信制	NPO 法人文化学習共同ネットワーク		相模原市子ども・若者自立サポート事業
津久井高校全日制・定時制				
川崎市立	川崎高校定時制	社会福祉法人青丘社	教育委員会予算： 1校約140万円（委託料：人件費、食料費、事務費）	
	高津高校定時制	(株)さくらノート		